

令和6年3月20日

会員各位

群馬県中古自動車販売商工組合

JU群馬 AA 運営細則一部改正のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はJU群馬に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、JU群馬AA運営細則が下記のとおり改正されましたのでお知らせいたします。

敬具

記

<改正事項>

種類	条項	変更・新設
運営細則	第4章 第28条5 クレームに対する裁定	変更

◇上記の改正規程の実施日は、令和6年4月1日より適用となります。

※改正後の細則は、JU群馬ウェブサイトでも確認できます。

以上

J U群馬 運営細則 新旧比較表

改正後（2024. 4. 1～）	現行（～2024. 3. 31）
<p data-bbox="338 347 560 380">J U群馬運営細則</p> <p data-bbox="108 396 670 427">第4章 第28条（クレームに対する裁定） 5項</p> <div data-bbox="118 454 769 1120"><p data-bbox="137 472 746 551"><u>落札価格が10万円未満または、走行距離10万km以上の車両</u>は、セールスポイント記載箇所を除き、原則ノークレーム対応とする。但し、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車および、エンジン・ミッションの重大箇所等、当商組が出品店の瑕疵と判断した場合を除くものとする。なお、<u>落札価格10万円未満または、走行距離10万km以上の車両</u>に対するクレームキャンセルの場合は、掛かる諸経費（陸送費・加修費等）は全て免責とする。（走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車等についてはこの限りでない）</p></div>	<p data-bbox="1035 347 1257 380">J U群馬運営細則</p> <p data-bbox="809 396 1370 427">第4章 第28条（クレームに対する裁定） 5項</p> <div data-bbox="818 454 1474 967"><p data-bbox="837 472 1447 934"><u>落札価格が5万円未満の車両</u>は、セールスポイント記載箇所を除き、原則ノークレーム対応とする。但し、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車および、エンジン・ミッションの重大箇所等、当商組が出品店の瑕疵と判断した場合を除くものとする。なお、<u>落札価格5万円未満の車両</u>に対するクレームキャンセルの場合は、掛かる諸経費（陸送費・加修費等）は全て免責とする。（走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車等についてはこの限りでない）</p></div>